

生活保護法63条に基づく返還債権を非免責債権化し、差押えや生活保護費からの天引きなどにより徴収することを可能とする生活保護法改正に反対する会長声明

2018年6月1日、「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」の一部として、改正生活保護法（以下「改正法」という。）が参議院を通過し、可決成立した。改正法77条の2によれば、生活保護法63条に基づく費用返還債権（以下「63条返還債権」という。）について、生活保護法78条の徴収債権と同様に国税徴収の例により徴収することができることとなり、滞納処分としての差押え等が可能となるとともに、破産免責手続において免責決定を受けても、返済義務を免れなくなることになる。さらに、改正法78条の2によれば、63条返還債権について保護費からの天引き徴収が可能となる。

しかし、63条返還債権は、不動産等の換価困難な資産が保護利用後に現金化された際、それまでに受けていた保護費を返還する場合や、生活保護費の過払いがあった際、払い過ぎた生活保護費を返還する場合等に生じるものであり、不当利得返還請求権の性質を有するものである。一方で、生活保護法78条は不正受給の場合に適用されるものであるから、63条返還債権と生活保護法78条の徴収債権とは大きく性質が異なるといえる。

破産による免責制度は、破産者を債権者による追及から解放することで破産者の経済的更生を図ることを目的とするものであるから、不誠実な行為を行っていない破産者に対しては、経済的更生のために積極的に免責を許可すべきである。そして、非免責債権が破産法253条に限定列挙されているのは、このような趣旨に基づくものである。したがって、非免責債権を新たに創設することには慎重さが求められ、その合理性や必要性が厳格に問われなければならないところ、63条返還債権は、不誠実な行為を行っていない場合に生じるものであるから、これを非免責債権化することは免責制度の趣旨に反するものであると言わざるをえない。このような免責制度の根幹にかかわる変更を破産法ではなく生活保護法の改正によって行うことも問題である。

しかも、本来63条返還債権は、家財道具や介護用品の購入等その世帯の自立更生に資する用途に充てられるのであれば柔軟に返還免除が認められ得る性質のものである。しかし、実務の現状としては、福祉事務所が、このような返還免除の検討をすることなく安易に全額返還決定する例が多く、これを違法と判断する裁判例も多数存在する（東京地判平成29年2月1日（貸金と社会保障1680号33頁）等）。

このような状況において、改正法が実施されるとなると、違法な返還決定の是正がされないまま、保護費が入金された預貯金の差押え等により全額返還が強制される事態が頻発することが予想される。

このような事態が生じると、破産免責を得た生活保護受給者であっても、保護費の返還を強いられるばかりでなく、差押えや保護金品等からの天引き等によって、生活費が得られなくなり、憲法25条1項の「健康で文化的な最低限度の生活」を下回る生活を余儀なくされることになる。加えて、体調不良によりやむなく生活保護を受給した者が、体調の回復後に再び就労を開始し生活保護を脱したとしても、給与債権の差押えが認められることとなり、経済的更生を果たすまでの自立支援を目的とする生活保護の趣旨に全く反することになる。

以上のとおり、改正法は、破産免責制度の根幹に反するとともに、生活保護受給者の生存権を侵害するものであるから、改正法77条の2及び同78条の2中、改正法77条の2第1項の徴収金の天引き等ができるとする部分は、直ちに削除されるべきである。

2018年(平成30年)9月26日

宮崎県弁護士会

会長 山崎真一

